共同研究説明書

１．共同研究の名称

舗装の耐久性向上と適切な評価に関する共同研究

２．共同研究の目的

阪神高速道路は、全路線延長に対して橋梁区間の比率が 86%と、橋面舗装が多い特徴を有している。橋面舗装には、交通荷重の衝撃や雨水などの気象作用から床版を保護する役割と車両の走行安全性や長期耐久性の確保が求められ、一般部の舗装より厳しい環境下での供用となる。また、舗装の設備数量の多さから舗装の維持補修費用は大きく、舗装の維持管理を適切に行うことは非常に重要である。

そこで、過年度までに、舗装の損傷原因の究明をはじめ、維持補修方法、新材料・新工法、点検手法・評価方法等の舗装の維持管理に関する各種検討を行ってきたところである。

本研究では、舗装の維持管理業務に多くの経験を持つ企業等と共同研究を行い、舗装の耐久性向上と適切な評価に関する研究を行うことを目的とする。

３．実施期間

平成２３年度　～　平成２４年度（２年以内）

４．共同研究の内容

研究項目	研究細目(案)
① 舗装の耐久性向上検討	グースアスファルトの耐久性向上検討
	ＳＭＡの適用検討
	表層打換補修時の舗装耐久性向上に関する検討
	施工時における品質管理向上に関する検討
② 損傷対策に関する基礎研究	排水性舗装の骨材特性に関する研究
	段差修正用舗装材料に関する研究

③ 舗装の評価に関する検討	舗装の性状評価に関する検討
	構造形式による舗装への影響評価に関する検討
	土工部におけるFWD試験等による舗装評価に関する検討
④ 設計仕様・技術資料に関する検討	阪神高速道路における設計仕様等に関する検討
	阪神高速道路における技術資料に関する取りまとめ

※上記①～④の研究項目については、全項目を研究テーマに含めることが望ましい。なお、全項目を研究テーマとしない場合でも、①③の研究項目は必ず研究テーマに含めること。

５．共同研究に要する費用

本共同研究に要する費用は、２カ年全体で、７，０００万円程度までを考えている。

なお、原則として、当社が共同研究費の半分を負担する。

６．共同研究に参画する条件及び共同研究者数等

(1) 参画条件

①大学、研究機関、民間企業、公益法人等。

②民間企業等については、工事等請負業者の選定に関する規則（平成 17 年阪神高速規則第 29 号。）第２条の規定に該当しないものであること。

③民間企業等については、企画書の提出期限の日から申請書の提出までの期間に、阪神高速道路㈱から指名停止（競争参加停止）を受けていないこと。

④民間企業等については、企画書の提出期限の日から申請書の提出までの期間に、阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ、同規則別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

⑤過去５年間に舗装の耐久性・評価に関する研究実績や業務等の実績の経験があり、舗装の維持管理に関する優れた能力を有すること。また、本研究遂行のための適切な人員配置が可能であり、かつ必要な費用を負担できること。

⑥提案内容が当社の求める水準に達していること。

(2) 共同研究者として選定する企業数

原則として、１者とする。

(3) 共同研究者の選定方法

当社において、書面審査及び必要に応じて研究責任者にヒアリング（本研究の実施方針等に関するプレゼンテーションの実施を含む。）を行い、研究目的の理解度、人員配置及び

費用負担、本共同研究に関連する研究開発または業務の実績等を考慮して、共同研究者の選定を行う。なお、公募型共同研究応募要領３．（６）に示す関連する研究や開発実績、業務等の実績（以下、実績等という。）とは、舗装の耐久性に関する研究実績、または、舗装の評価に関する研究実績等を指す。また、公募型共同研究応募要領３．（８）に示す論文等には審査の有無を明記し、研究責任者の保有する資格等は、以下に示すものを対象とする。

・工学博士（本共同研究に関連する内容）

・技術士（建設部門）

なお、提案内容が当社の求める水準に達しない場合は、応募者のいずれも選定しない場合がある。

７．企画書の提出

(1) 提出書類

詳細は応募要領を参照の上、企画書を１部提出すること。（郵送不可）

企画書の様式は A4 判縦とする。なお、文字サイズは 10 ポイント以上とし、応募要領の「３．共同研究企画書の内容」の①～⑨で 12 ページ以内、⑩～⑫は任意とする。ただし、図面や添付資料はこの限りではない。

(2) 提出先

阪神高速道路株式会社　経理部　契約課

住所）　541-0056　大阪市中央区久太郎町４丁目１番３号

電話）　06-6252-8121　内線　3517

(3) 提出期間

平成 23 年　5 月　2 日（月）から平成 23 年　6 月　1 日（水）まで

上記期間の毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）午前 10 時から 12 時まで、午後 1 時から午後 4 時まで。

８．担当課

(1) 企画書の提出等に関する問合せ

７．(2)と同じ。

(2) 企画書の作成に関する問合せ

阪神高速道路株式会社 技術部 技術開発課

住所）　541-0056 大阪市中央区久太郎町４丁目１番３号

電話）　06-6252-8121 内線 4519

FAX）　06-6252-4583

９．説明書等の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

文書（書式自由、ただし規格は A4 判）により行うものとし、持参または郵送によることとする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及び FAX 番号を併記するものとする。

①質問の受付先：７．(2)と同じ。

②質問の受付期間：平成 23 年　5 月　2 日（月）午前 10 時から平成 23 年　5 月 24 日（火）午後 4 時まで
持参する場合は、上記期間の毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）午前 10 時から 12 時まで、午後 1 時から 4 時まで。

(2) 質問に対する回答

質問を受理した日から５日間（休日を含まない。）以内に質問者に対して電送（FAX）により行うほか、下記のとおり閲覧に供する。

①閲覧場所：７．(2)と同じ。

②閲覧期間：回答の翌日から平成 23 年　6 月 1 日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から 12 時まで、午後 1 時から 4 時まで

１０．選定結果の通知

(1) 選定通知

選定された者に対しては、選定された旨を書面により通知する。

(2) 非選定通知

選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面により通知する。

１１．その他の留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者の負担とする。

(3) 企画書に虚偽の記載をした場合には、企画書を無効とするとともに、民間企業等については、虚偽の記載をした者に対して指名停止（競争参加停止）の措置を行うことがある。

(4) 選定されなかった応募者には、企画書を返却する。なお、提出された企画書は、本共同研究に係る選定以外に応募者に無断で使用しない。

(5) 企画書の提出後において、原則として企画書に記載された内容の変更を認めない。また、企画書に記載した予定研究者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの当社の了解を得なければならない。

以　　上